

相続の基礎知識と

遺言の上手な使い方

～相続を争族にしないために～

 相続・贈与相談センター®

社会保険労務士玉上事務所

玉上 信明 (たまがみ のぶあき)



相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。



自己紹介

- 1950年 大阪府高槻市に生まれる
- 1974年 京都大学法学部卒業
- 同年 住友信託銀行（現三井住友信託銀行）入社
- 2015年 同社65歳定年退職・社会保険労務士開業

最近の主なセミナー等

「産業廃棄物処理業界における『働き方改革』」
(2019年6月：全国産業資源循環連合会（産業廃棄物処理業の全国組織）定時総会講演)

「コロナウイルス対応と企業の課題&テレワーク」
(2020年5月：リーガル・リスクマネジメント研究機構セミナー)

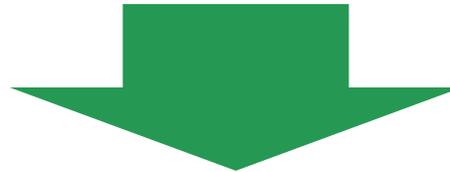
本日のスケジュール

1. 近年の相続事情と相続対策の基本
2. 相続財産の把握
3. だれが相続人になるのか？
4. 円満な相続のために遺言を活用しましょう！
5. 遺言の種類
6. 遺留分
7. 遺言作成時の留意点
8. 遺言作成のスケジュール
9. 2019年度改正のポイント

1. 近年の相続事情と相続対策の基本

近年の相続問題&相続対策の基本を抑えよう

- ① 超高齢化社会へ突入（相続人が高齢になってきている）
- ② 保有財産やライフスタイルの多様化による価値観の変化
- ③ 所有財産の多い少ないは関係なく「争続」が年々増加している
- ④ 事業承継税制、相続法など大きな改正がある



- A 相続人は誰で、財産は何があるのか確認することからスタート
- B 相続税の対象かどうか？の確認をしましょう
- C 相続税対策若しくは納税資金の準備
- D 財産の承継について考える（遺言・民事信託の活用）

2. 相続財産の把握

1. 不動産（土地・建物）

- ① 登記済権利証
→ 登記事項証明書
- ② 評価証明書
→ 役所の固定資産税課
- ③ 納税通知書など

2. 現金・預貯金・有価証券・保険

- ① 通帳、証書、証券
→ 死亡日現在の残高証明書
- ② 有価証券（株式、公社債、投資信託等）
→ 銘柄別の明細書
- ③ 生命保険・損害保険
→ 各種明細書・証明書・計算書など
- ④ ネットバンキング、電子化証券
→ IDの確認 取引明細・ブックマーク

3. 債務（借入金・未払い金など）

- ① 金銭消費貸借契約書
→ 保証人・連帯保証人の確認
- ② 返済予定表
- ③ 未払明細書
→ 死亡後に支払った医療費
未納公租公課等
- ④ 貸地、貸家の敷金・保証金

4. その他

- ① 貸金庫の有無
- ② 葬儀費用の明細書、領収書
- ③ 書画骨董品の明細
- ④ 手元現金、電話加入権、ゴルフ会員権、
家財などの明細
- ⑤ 給与の明細、退職金、弔慰金の明細
- ⑥ 相続開始前3年前に贈与された贈与額
- ⑧ 被相続人の家系図、略歴書
- ⑨ 遺言書、遺産分割協議書の写しなど

3. だれが相続人になるのか

① 配偶者 (常に第1順位)

※ 戸籍上の配偶者であって、事実婚は含まれません。

② 下記の順位 第1順位) 子

(子が死亡していれば孫：代襲相続人)

第2順位) 直系尊属

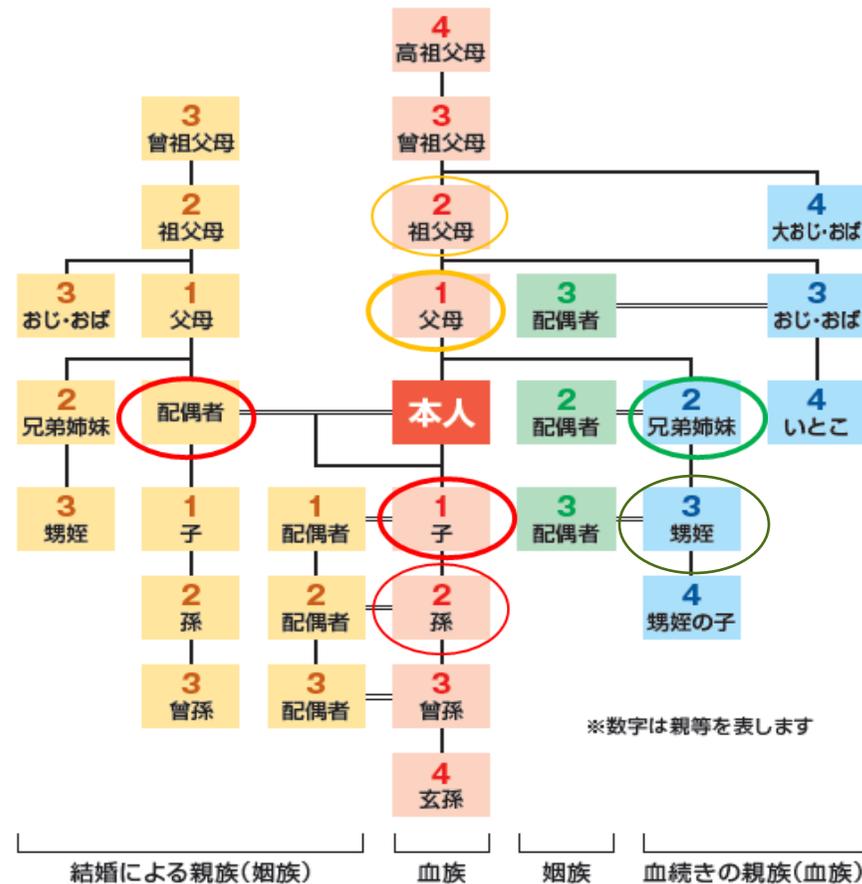
(両親・養親・祖父母)

第3順位) 兄弟姉妹

(死亡していればその子：代襲相続人)

法定相続人になれるのは、**配偶者と血族**です。同じ順位の人が複数いれば全員が相続人です。先順位の人が1人でもいれば、後順位の人には相続人になりません。

四親等の親族図・
および法定相続人の図



4. 円満な相続のために遺言を活用しましょう！①

Q なぜ「遺言」を活用するのか？

A 相続トラブルの主な原因が「**遺産分割**」にあるからです

相続財産の分割方法

① 遺産分割協議

相続人全員の話し合い（合意）により分割

② 指定分割

遺言により分割内容を指定。遺産分割協議に優先。

③ 調停

遺産分割協議が調わない場合、家庭裁判所に申し立て

※ 申告期限までに分割協議が調わないと、税務上の
「配偶者控除、小規模宅地の減額特例」等が受けられません

「争族」にならないために！円満な承継のためには**遺言を活用**！

4. 円満な相続のために遺言を活用しましょう！②

遺言対象者チェックシート

- 年齢65歳以上
- 会社、家業、農業経営者
- 地主、複数の不動産所有者
- アパート・マンションなどの賃貸物件を所有している
- 借入金がある
- 相続税を心配している
- 財産の大半を配偶者に残したい
- 妻や子たちの実態に見合った遺産の分け方を決めておきたい
- 自宅など財産が分けにくい
- 子のない夫婦
- 再婚で先妻の子・後妻の子がいる
- 子供達の仲が悪い
- 経済的に援助したい子がいる
- 障害のある子や病弱な家族がいる
- 配偶者・子がない
- 相続人以外の人にも遺産の一部を与えたい
- 祖先の祭祀の主宰者を指定しておきたい
- 社会のために寄付をしたい
- 相続手続きにつき、妻・子らに負担をかけないよう「遺言執行者」を指定し、安心しておきたい

5. 遺言の種類

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	公証人役場で、2名の証人の前で遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する。	自筆で遺言書を作成し、日付、氏名を記入の上、押印する。
メリット 	<ul style="list-style-type: none">・ 公文書としての効果を持つ。・ 家庭裁判所での検認手続きが不要・ 原本は公証役場に保管されるため、偽造や紛失のおそれがない	<ul style="list-style-type: none">・ 手軽でいつでも書くことができる・ 費用がかからない・ 誰にも知られずに作成できる・ 法務局で預かってくれる (2020年7月10日より)
デメリット 	<ul style="list-style-type: none">・ 証人が2名必要・ 費用がかかる	<ul style="list-style-type: none">・ 形式不備で法的に無効になりやすい・ 紛失や偽造・変造のおそれがある・ 家庭裁判所での検認手続きが必要 (法務局で預けてある場合は不要)

6. 遺留分

「遺留分」とは・・・

一定の相続人には、最低限の相続分として「遺留分」が認められている。（民法第1028条 他）

遺留分権利者

配偶者・子・父母（兄弟姉妹には遺留分はない）

遺留分減殺請求

遺留分が侵害されている場合に、財産を取得した他の相続人に対して遺留分を請求する方法。

相続開始及び侵害されていることを知った時から1年以内にもしくは相続開始から10年以内に請求することが必要。

遺言を書くときは、遺留分に配慮することが必要です！

7. 遺言書作成時のポイント

- ① 可能な限り全ての財産を対象にする。
- ② 遺留分に配慮する。
- ③ 不動産の相続は共有は避ける。
- ④ 相続税がかかる場合は納税を配慮する。
- ⑤ 遺言書の保管を決めておく。
- ⑥ 円滑な承継のために遺言執行者を決めておく。
- ⑦ 自筆証書より公正証書で作成する。

8. 公正証書遺言作成のスケジュール

① 事前のご相談

(どなたに、何を遺したいのか要望をヒアリングします)



② 遺言公正証書の文案作成



③ 公証役場にて公正証書遺言を作成

※ここで作成は完了

(証人2名の引き受け)



④ 遺言書正本の保管と管理



⑤ 遺言書の定期的な確認及び変更がある場合は書き換え

9. 2019年度改正のポイント



財産目録はパソコンで作成も可能に！
(2019年1月13日より施行)

